

建設工事における余裕期間制度の導入について

新潟市では、施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行を推進する取組として、早期に発注・契約を行い、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定する工事を、新潟市発注の建設工事において導入します。

1 制度の概要

(1) 用語の定義

①余裕期間：契約日から工事着手日前日までの期間で、受注者が工事施工体制を整備するための期間。②の実工期外であるため、受注者は現場代理人、監理技術者等の配置が不要であり、工事に着手してはならない期間です。

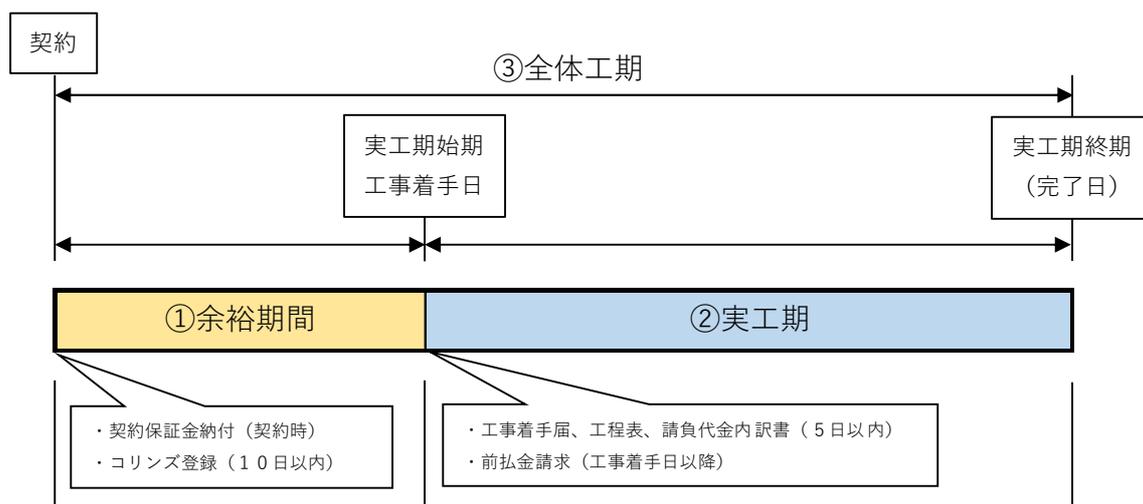
工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことが可能です。

(工場製作、測量、資材搬入、仮設物設置 等の準備工事は不可)

②実工期：実際に工事を施工するために必要な期間。

(工事に係る準備期間及び後片付け期間を含む。)

③全体工期：余裕期間と実工期を合計した期間。

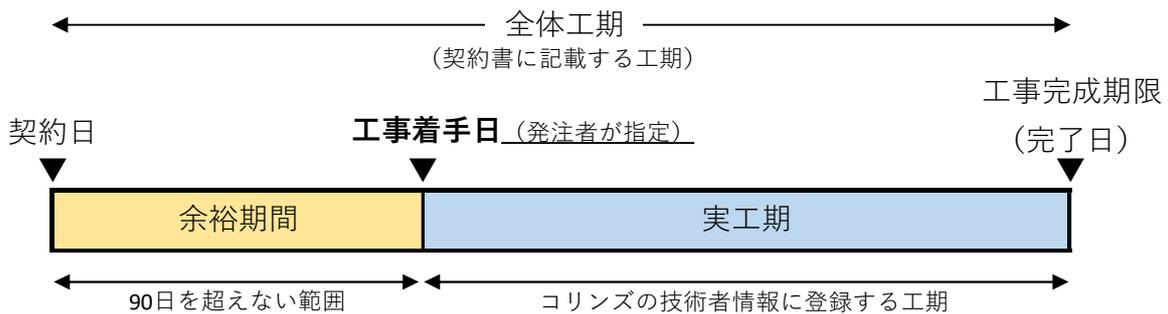


(2) 余裕期間とは、受注者の工事施工体制の整備を図るため、実際の工事期間の前に90日を超えない範囲で受注者が建設資材の調達や労働力確保のための期間です。

(3) 実工期の始期（工事着手日）は、予め発注者が指定する方法（**発注者指定方式**）、又は余裕期間の期間内で受注者が契約時まで選択できる方法（**受注者選択方式**）のいずれかとし、発注者が工事内容に応じて方式を指定します。

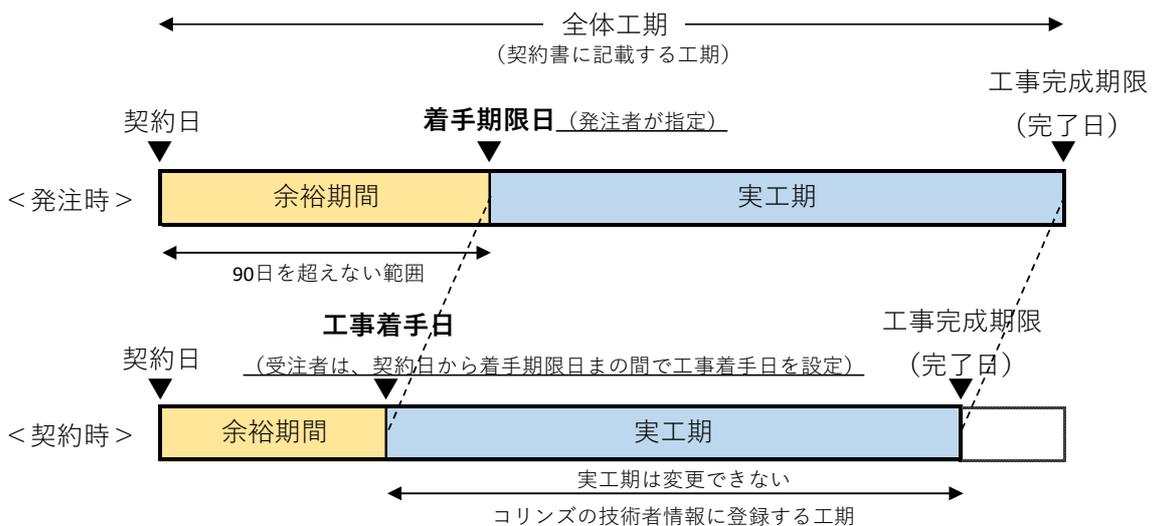
【発注者指定方式】

余裕期間内で実工期の始期を発注者が予め入札の公告等で指定する方式
 ※受注者は、発注者が指定した工事着手日より前に工事着手することは、原則としてできません。



【受注者選択方式】

受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式
 ※受注者が余裕期間を短縮して工事に着手する場合は、原則として実工期に合わせて工事完成期限日等を変更します。



2 対象工事

対象工事は、次の各号のいずれにも該当しない250万円を超える工事とし、発注者が入札の公告又は指名の通知時に指定します。

- (1) 債務負担行為や継続費等を設定しておらず、実工期に余裕期間を加算した期間が、複数年度に跨る工事
- (2) 実工期に余裕期間を加算した期間が、定められた竣工日又は供用開始日を超える工事
- (3) 緊急性を要する工事

3 通常の工事と異なる取扱い

- (1) 現場代理人及び主任（監理）技術者等の配置については、契約日からではなく工事着手日からとし、余裕期間中の配置は不要です。

余裕期間中は現場への資材搬入や仮設物の設置等を行ってはならないため、この間の工事用地の管理は発注者の責任において行います。（余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとします。）

- (2) 受注者選択方式の場合、一般競争入札の場合は資格審査書類提出時に、指名競争入札の場合は落札決定後速やかに、余裕期間の期間内で工事着手日を決定して契約担当課に通知（別途様式有り）することとします。契約締結以降の受注者の都合による工事着手日の変更は、原則認めません。
- (3) 前払金については、工事着手日以降とします。ただし、契約保証は従来どおり契約時に全体工期にて提出することとします。
- (4) 請負賠償責任保険については、契約書記載の全体工期ではなく、実工期にて加入願います。
- (5) コリンズ（CORINS）登録については、「契約工期」は全体工期、「技術者従事期間」は実工期で登録してください。また、竣工時登録の際には、工事概要欄に余裕期間設定工事である旨を記載してください。
- (6) 工事着手届、請負代金内訳書、工程表は、工事着手日から5日以内に工事担当課に提出してください。

4 適用時期

令和6年2月1日以降に入札の公告及び指名の通知を行う、発注者が指定した案件から適用します。

5 その他

制度の詳細については「新潟市余裕期間設定工事实施要領」、「余裕期間設定工事に関するQ&A」をご確認ください。

【参考】通常の工事と異なる事項

	余裕期間制度設定工事		通常工事
	発注者指定方式	受注者選択方式	
発注時の工期設定	余裕期間＋実工期		実工期
技術者等の配置	余裕期間内は不要		工期中は必要
工事の始期	発注者が指定する 工事着手日	受注者が選択する 工事着手日	契約締結日から5日以内
工事の終期	履行期限	工事着手日から実工期に 応じた履行期限	履行期限
工事着手日通知書の 提出	不要	必要	不要
請負賠償責任保険期間	実工期		契約書記載の工期
契約保証期間	契約書記載の全体工期		契約書記載の工期
前払金請求可能時期	工事着手日以降		契約締結日以降
工事着手届提出時期	工事着手日から5日以内		契約締結日から5日以内
請負代金内訳書、 工程表提出時期	工事着手日から5日以内		契約締結日から5日以内
コリンズ登録 (契約工期)	全体工期		契約書記載の工期
コリンズ登録 (技術者従事期間)	実工期		契約書記載の工期
中間前払金の期間	実工期の1/2以上		契約書記載の工期の 1/2以上